

## 著作権等取扱特記事項

(「甲」は岐阜県、「乙」は受託者をいう。)

(著作者人格権等の帰属)

第1 造作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。

2 造作物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 造作物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。

2 前項に関し、次のいずれかの者に造作物の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。

一 乙の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

3 第1項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 甲は、造作物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該造作物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該造作物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。

2 乙は、造作物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、造作物が著作物に該当しない場合には、当該造作物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

3 甲は、造作物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該造作物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

4 甲は、造作物が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 乙は、甲に対し、造作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。